

## 「少年非行」研究の再考

### －社会構築主義的アプローチの視座より－

都島 梨紗

はじめに

本稿の目的は、1990年以来わが国の「少年非行」研究の中において多く見られるようになった、社会構築主義的なアプローチを用いた先行研究を整理することである<sup>1)</sup>。なお、本稿における「少年非行」の定義は警察庁によって定義づけられている「非行少年」および「不良行為少年」に依拠し、それらの少年による行為を「少年非行」とする<sup>2)</sup>。

まず、これまでの「少年非行」研究の動向について簡単に述べる。「少年非行」研究は、長らく逸脱者の行動や生育環境に焦点をあててきた。そうすることで、「なぜ逸脱は起きるのか」という問いのもと、逸脱行動に対する動機の解明について、追いつけてきたのである<sup>3)</sup>。

「逸脱」の原因を「逸脱者」に帰属させる伝統的アプローチに対して、新たな視点を提示したのがBeckerである。Beckerは、「逸脱とは人間の行為の性質ではなくて、むしろ他者によってこの規則と制裁とが『違反者』に適用された結果なのである」とし、ラベリング理論を提唱した（Becker訳書,1978,p.17）。これにより、「少年非行」研究の主たる関心は、「逸脱者」そのものではなく、逸脱のレッテルを貼る「他者」に寄せられるようになった。

さらに「他者」への関心は、Spector & Kitsuseによる「社会問題の構築」という立場によってより洗練され、逸脱者の行動や生育環境そのものに焦点を当てた「少年非行」研究は次第に下火になっていった。Spector&Kitsuseは、「社会問題」を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動である」と定義している（Spector&Kitsuse訳書,1990,p.119）。すなわち、「社会問題」は人びとによる解釈や定義づけ活動を通して生成される、という見解である。

これを受けて、「少年非行」研究において、社会構築主義的アプローチをとった研究者たちは、Spector&Kitsuseが想定した「社会問題」にそのまま「少年非行」を当てはめ、「少年非行」をめぐる人びとの解釈や定義づけ活動に注目して検討を行ってきた。

ところで、千田は社会構築主義の立場を、人びとによって「ある状態」に対するクレーム申し立て活動が実践されることで、「問題」が生成されていくプロセスに着目した「社会問題をめぐる系譜」、人びとの解釈や、立場の差異によって様々なストーリーが生成されていくプロセスに着目した「物語叙述をめぐる系譜」、権力構図をとまなう現象が身体化されていくプロセスに着目した「身体をめぐる系譜」の3種に分類している（千田,2001,pp.16-34）。したがって、「少年非行」研究における社会構築主義的アプローチは、千田による社会構築主義の分類に依拠すれば、「社会問題をめぐ

る系譜」に位置づく。

そこで本稿では、社会構築主義のうち、「社会問題をめぐる系譜」の立場に立ったわが国の「少年非行」研究についての成果を整理する。わが国において、社会構築主義の立場をとった研究は、1990年以來「少年非行」研究において多く見受けられるようになった。したがって、社会構築主義の立場をとる先行研究を検討することは、「少年非行」研究における1990年以來の動向を把握することにも通じる。さらに、これらの先行研究の知見を整理する中で「少年非行」研究を今後発展させる上で重要な示唆を得ることも可能である。以上の理由から、本稿では社会構築主義の立場によって進められてきた先行研究の整理を行う。

以上を受けて本稿では、社会構築主義的アプローチを用いた先行研究に対して、社会構築主義的な視点で分析・整理を行っていく。千田は、社会構築主義はものごとを見るためのひとつのアプローチであるとし、社会構築主義の視座を採用するならば、ある現象の切り取られ方や、ある現象の記述のされ方を問うべきであるとしている（千田,2001,p.35）。本稿では千田の見解を採用し、まず先行研究において、分析対象として取り上げられた言説に注目する。この視点から、人びと、あるいは研究者によってどのような現象が切り取られ、「何が」問題としてみなされたのかについて明らかにするのである。次に、分析対象として取り上げられた言説は「どのように」語られたのか、という視点で整理を行う。この視点から、切り取られた現象は人びと、あるいは研究者によってどのように記述されたのか、について明らかにするのである。上記を踏まえて、本稿で行う作業は以下の4つである。まず第1に、「少年非行」研究のなかで、新聞や雑誌などの公的な言説に注目したものうち、戦前の日本における言説を題材にしたものを整理する。第2に、新聞や雑誌などの公的な言説に注目したものうち、現代の少年事件報道を題材にしたものを整理する。第3に、「少年非行」に直接携わる当事者の言説に注目したものを整理する。そして第4に、千田の社会構築主義の系譜になぞらえて、「少年非行」研究と社会構築主義の関係にせまる。

## 1. 戦前の「青少年問題」を対象とした先行研究

戦前の日本における言説を題材にした研究として、林（1995）、渋谷（1999）、広田（2002）、が挙げられる。

林は明治期における「未成年者喫煙禁止法」の制定をめぐるプロセスに注目し、教育雑誌や文部省による訓令、帝国議会での言説をもとに分析を試みている。そして、「青少年」の「喫煙」に対して当時の人びとが運用していた解釈について、明らかにした。林によれば、明治期においてはじめて近代学校が成立したことで、「子ども」に対し、新たに「学校生徒」カテゴリーが設けられた。そして「大人」によって「学校生徒」の「喫煙」という行為が社会問題化されたことで、「未成年者喫煙禁止法」は制定されるに至ったのである（林,1995,pp.72-75）。すなわち、これまでは逸脱とみなされなかった事項が、近代学校の成立をきっかけに新たな「子ども」カテゴリーが生成されたことで、社会問題としてみなされたのである。

渋谷は、明治30年代をピークに発生した「学生風紀問題」報道において語られてきた青少年のセクシュアリティ像について、教育雑誌での言説をもとに明らかにしている。渋谷によれば、「学生風紀問題」は主に「中等教育程度の生徒」に焦点を当てた議論である（渋谷,1999,p.33）。ここでは、「男子学生」が対象の場合は登楼、少年や婦女子に対する暴行が問題行動として語られ、「女子学生」が対象の場合は、売春、男女交際、妾が問題行動として語られ、取締りの対象として論じられた。しかし、それらがなぜ「問題」なのかということは雑誌記事からは判断が不可能だということである（渋谷,1999,pp.34-37）。

広田は、1920年代のローカル新聞を分析対象に、どのような少年が「不良少年」として語られていたのかを、明らかにしている。広田によれば、ローカル新聞には3種類の「逸脱」少年像が描かれている。第1には、「窃盗」などの軽微な犯罪・非行を繰り返す少年像。第2には、旧習や遊興にしたがった結果、「夜這い」や「飲酒」を行う少年像。第3には、不良交友によって墮落していくとみなされた少年像（広田,2002,pp.154-156）。広田の研究によって、これらの少年像が例示されたことでわかることは、どれも今から考えるととるに足らない「逸脱」事項であるが、当時の地方では大きな問題として語られ、少年たちは大人による管理の対象となっていたことである。

戦前の雑誌や新聞の言説を分析に用いた研究では、「喫煙」や「不良交友」などに対する当時の大人たちの反応が切り取られている。また、林はそれまで逸脱とみなされなかった行為の生成過程について記述し、渋谷や広田は当時すでに逸脱としてみなされていた行為を犯した少年たちが言説上で非難された様子について記述した。

ところで、これらの先行研究では「少年非行」という語彙ではなく、「青少年」の「問題行動」という語彙や「不良」という語彙が使用され分析が行われたことに注目したい。なぜ「少年非行」という語彙は用いず、わざわざ「青少年」の「問題行動」や「不良」という語彙を用いたのか。それは、少なくとも戦前期の新聞や雑誌という言説空間においては、「少年非行」という語彙が存在していなかったからである。このことから、ある一定の時間経過の中で、人びとの解釈を介することで、現代の「少年非行」というカテゴリーが定義づけられてきたということがいえる。

## 2. 現代の少年事件報道を対象とした先行研究

「少年非行」に対する現代少年事件報道を分析対象として取り扱った研究は多数ある。それらの特徴は大きく分けて2つに区分することが出来る。第1には、報道における事件の語られ方に注目し、「少年非行」に対する解釈や定義づけについて研究したもの（大庭;1990、牧野;2006、赤羽;2007,2010<sup>5)</sup>、鮎川;1992,2002）があげられる。第2には、同じく報道における事件の語られ方に注目しながら、「青少年」に対する解釈や定義づけについて研究したもの（稲葉;2004、伊奈;2003、北澤;1998）が挙げられる。

まず、「少年非行」に対する解釈や定義づけについて分析した研究について触れる。

大庭は、捜査段階にある3種の少年事件報道を取り上げ、それぞれの事件におけるメディアによ

る定義づけを分析した。大庭は、マスメディアによって描かれる事件は人びとに消費されるものであると同時に、逸脱に対する価値観も付与するものだとしている。このような枠組みに立っている大庭によれば、「凶悪」事件報道のイメージは、加害者や被害者の属性や関係性（たとえば、被害者が「女・子ども」であるかどうか）によって構成されている。そして、「凶悪」イメージを持った事件報道が果たす役割は、読者である人びとの「モラル」に訴えることで、社会における逸脱許容度を低めることであり、結果として社会全体のインフォーマルな統制は強まっていくと大庭は主張する（大庭,1990,pp29-30）。

牧野は、戦後の朝日新聞における少年事件報道を分析対象とし、報道において「不安」という感情がどのようにして生成されるのかについて分析した。牧野は、人びとによる「少年犯罪」に対する解釈は、マスメディアを中心に生成されるという立場である（牧野,2006,p.131）。このような枠組みに立っている牧野は、戦後殺人罪による検挙者数は減少しているにも関わらず、「少年犯罪」を報道する記事そのものは量的に増加していることを指摘した。さらに、紙面において、「普通の子」の「心」の変化に注目した描き方をすることで、些細な少年たちの振る舞いでさえも「不安」を生み出す要素になっていることについても指摘している（牧野,2006,pp.139-141）。

赤羽（2007）は、新聞報道や政府の公的な言説を用いて<sup>6)</sup>、少年事件に対する「医療化」枠組みと「厳罰化」枠組みとの関係について分析を試みている。赤羽は、「いきなり型非行」に対する解釈枠組みとして「医療化」のレトリックが用いられていることに注目し、また「少年非行」は「子ども」であるがゆえに、「教育」という解釈枠組みが加えられていることを指摘した（赤羽,2007,pp.113-114）。さらに、赤羽は Conrad&Schneider の議論を引き合いに、通常は、「厳罰化」と「医療化」は並行して進められないことを指摘している<sup>7)</sup>。しかし、わが国の「少年非行」に限って言えば、「厳罰化」とは教育的な管理の強化をさしているため、「厳罰化」と「医療化」が並行して進められてきているということである（赤羽,2007,p.115）。

また同じく赤羽（2010）は、新聞報道を分析対象とし、1990年代後半に少年犯罪が大きな社会問題となっていくプロセスについて分析を試みている。赤羽によれば、今日の日本社会には戦後の高度成長期から形成されてきた生活様式である、「普通の生活」を維持できないことによる不安がある。つまり、人びとにとって「凶悪犯罪」とは「普通の生活」を脅かす「リスク」として解釈されているのである。そして、新聞報道において、「普通の子」による「凶悪犯罪」が語られることで、人びとは偶然起こった事件でさえ、リスク管理をしっかり行っていれば避けることが可能だった出来事として解釈するのである（赤羽,2010,p.111）。

鮎川は1988年に起きた「大高緑地アベック殺人事件」に対する新聞報道、法律専門雑誌、大衆雑誌などの言説と、司法場面の判決文の分析を通し、それぞれが事件や「少年非行」に対し、どのような定義づけを実践しているのかについて分析を試みている。鮎川は、新聞報道や雑誌の言説では最近の少年非行が「凶悪」になり、以前とは「変わった」ことが強調され、厳罰化を求める言説が繰り返されていることについて触れる。しかしこれらの言説では、判決文で明らかになった少年たちの社会的属性や生育歴についてはまったく触れられておらず、少年の犯行の様子や、それまで

の問題行動（対教師暴力）に焦点化されているとのことである（鮎川,2002,pp.21-25）。一方の判決文に対する分析では雑誌の言説とは異なった言及がなされていることを支持しつつも、事件に対する解釈枠組みとして、集団的相互作用が見落とされていることを述べ、十分な分析が行われないままに1つの事件が定義づけられてしまっていることを指摘している（鮎川,1992,p.82）。

次に、「青少年」に対する解釈や定義づけについて分析した研究について触れる。

稲葉は、全国紙において、少年犯罪が「問題」として語られていることに注目し、「青少年問題」像の構築について分析した。稲葉は、殺人事件報道を扱い、大人が起こした殺人事件と青少年が起こした事件を比較し、それぞれの語られ方が異なっていることを指摘した（稲葉,2004,p.62）。稲葉によれば、青少年が殺人事件を起こすということそのものが「あってはならないこと」なのであり、異質なものの、問題なものとして私たちは少年を「非難」をする。しかし、その「非難」の対象は、事件の原因をめぐる語りの中で「家族」、「学校」、「社会」の失敗に向けられる。すなわち、「青少年問題」ではその異常さを指摘し、社会化の失敗を訴えることで「問題」を生成しているのである（稲葉,2004,pp.63-66）。

伊奈は、中央紙とローカル紙における、同一事件報道のレトリックの差異に注目し、そこで生成されている「少年」イメージについて分析した。伊奈によれば、中央紙では「17歳」が、「いじめ」に遭っていたストーリーを報道することで、事件に対する人々の納得が生成されている（伊奈,2003,pp.153-161）。一方で少年の出身地でもあるローカル紙では、「まじめな子」が「いじめ」に遭っていたというストーリーを報道することで事件に対する人々の納得が生成されているとしている（伊奈,2003,pp.162-168）。

北澤は、1997年におきた神戸の連続児童殺傷事件の少年犯罪報道を事例とし、新聞報道で用いられた「子ども」というレトリックに注目することで、人々がどのような「子ども」像を描いているかを明らかにしている。北澤は、神戸の連続児童殺傷事件はさまざまな「見逃し」によって構成されたとしている。なぜなら、私たちが「子ども」が「子ども」を殺すという解釈枠組みを日常的に持ち合わせていないからである。つまり、私たちの「少年/中学生」という解釈枠組みが事件の「見逃し」を招いたのである（北澤,1998,pp.70-71）。さらに北澤は、「最近の子どもは変わった」という人びとの反応にはそれまでに「子どもらしい子ども」がいたことを含んでいると指摘し、このような反応を契機にして「子ども」というカテゴリーを捉えなおすことも可能であると述べている（北澤,1998,p.71）。

現代の雑誌や新聞の言説を分析に用いた研究は、それら言説によって生成された「少年非行」や「少年」イメージを切り取りとっている。これらの研究では新聞において生成されるイメージとして、「凶悪」、「不安」、「問題」、「リスク」が挙げられている。さらに、大庭、牧野は新聞や雑誌、言い換えると大衆言説には、人びとが抱く少年事件へのイメージを規定する力が大きいという認識に立っている。すなわち、大衆言説から切り取り可能なイメージを記述することで社会の人びとが少年事件に対して抱くイメージをも記述しようとしたのである。ところで、このような視座に立てば、大衆言説内で記述されたイメージから「少年非行」に対する人びとの解釈の仕方について把握する

ことも可能である。したがって、これらの研究において切り取られた「凶悪」、「不安」、「問題」、「リスク」というイメージは「少年非行」に対し「非難」の解釈が試みられていると言える。一方で、伊奈が分析しているように、新聞報道によって「やむをえない」エピソードが切り取られることもある。つまり、「少年非行」に対し「納得」の解釈が試みられているということも言える。

### 3. 当事者を対象とする研究

当事者の言説に注目した「少年非行」研究としては、木村（2010）、土井（1998）、白松（2004）、山本（1997,1998）、片桐・北澤（2002）が挙げられる。

木村は、家庭裁判所調査官や、法務教官など少年事件に携わる実践家にインタビューを行い、「専門家」がいかに「非行少年」を解釈しているのかについて、医療的な解釈枠組みの浸透という側面から明らかにしている。木村によれば、「専門家」たちのあいだで新たな「発達障害」という医療的解釈枠がゆるやかに浸透している。それは、少年事件に携わる「専門家」たちはこれまでも実践経験に基づいて医療的解釈枠組みで「非行少年」を解釈してきたからである。また、「専門家」たちのあいだでは「教育」という解釈枠組みも並行して実践されている（木村,2010,pp.174-175）。つまり、木村の研究からわかることは、「専門家」たちは「医療」と「教育」という解釈枠組みの両者をたくみに使い分けながら「非行少年」を定義づけてきたということである。

白松は、マジックマッシュルームを実際に使用している人々のフィールドに接近してインタビューを行い、彼らが公共の言説（＝薬物は有害である）をいかに参照しつつ彼らなりのローカルな解釈（＝薬物は無害なものもある）を実践しているのかについて明らかにした。白松によれば、マジックマッシュルームを使用する人々はこれまでも違法とされてきたドラッグ一般とマジックマッシュルームとを差異化して独自の解釈を実践している。つまり、マジックマッシュルーム自体に「合法」「ナチュラル」という解釈枠組みを用いることで、マジックマッシュルームを脱「ドラッグ」化し、自らの行為を脱「犯罪」化しているのである（白松,2004,pp.202-203）。白松の研究からわかることは、「逸脱者」にとって、彼らの仲間うちの経験（使用しても無害だった経験）は、彼らの解釈枠組みや「逸脱」の正当化を支えているということである。そしてそれらの解釈によって、公共の言説において、いかなる危険な「ドラッグ」イメージを強調したとしても、使用者にとっては機能しないということである。

山本は、新聞の言説、専門家の言説、公的な言説のみならず、PTAや保護司・補導員など地域の人々の反応を分析対象にし、それらが関与することでいかに「援助交際」や「淫行」という社会問題が生成されてきたのかについて明らかにした。山本によれば、雑誌メディアにおいて語られる「援助交際」は「大人を巻き込んだふしだらな行為」として＜加害者＞という解釈が実践される（山本,1998,pp.89-91）。その一方で、議会の場において語られる「援助交際」は、「女子高生」に対し「子ども」、「女性」というカテゴリーが用いられることで「大人に巻き込まれた」＜被害者＞としての解釈が実践される（山本,1998,pp.91-93）。そして、これら両者の解釈は、東京都の「淫行取締り

条例」制定をめぐる、雑誌や議員のみならず、様々な属性を有する大人を巻き込み、攻防を繰り返した。つまり、「援助交際」にまつわる<加害者>/<被害者>という両極の解釈をめぐる公的な言説場面でのクレームメイキング活動が行われたのである。最終的に、東京都においては「淫行取締り条例」は制定されなかったということである（山本,1997,pp.128-129）。山本の研究からわかることは、クレーム申し立ての主体が異なることで、「逸脱」に対する語り方が異なるということである。また、人びとがクレーム申し立てをすることで、「女子高生」カテゴリーや「援助交際」カテゴリーが再解釈され、新たな意味付与が行われるということもいえる。

土井は、新聞の言説に加えて、事件当事者による手記や彼らに対するインタビューを分析対象とし、Emerson&Messenger (1997) の「トラブルのミクロ政治学」のアプローチを援用しながら当事者間の「少年」に対する解釈のズレを明らかにしている。土井によれば、対教師暴力事件において、教師サイドの中学校における解釈実践では「加害者」としての少年像と、「被害者」としての教師像が生成される（土井,1998,pp.95-96）。一方で、少年サイドの施設の職員による解釈実践では「加害者」としての少年像だけではない視点が要求され、さらにそこへ弁護士が加わることで拙劣な生徒指導の「被害者」としての少年像が生成される（土井,1998,pp.97-100）。土井の研究からわかることは、教師、教育委員会、施設の職員、弁護士など様々な専門家が加わることで少年像の解釈が少しずつ変化していくことであり、事件における少年像が専門家の介入を契機に再構築されていくことである。また、同じ「専門家」の解釈であっても、当事者間において、必ずしも「加害者」としての像だけに偏らない、ということがわかる。

北澤・片桐は、1993年に起きた「山形マット死事件」を事例に、事件当事者へのインタビューに加え、新聞報道も分析対象とし、当事者と新聞報道によって「少年事件」がいかに構築されてきたのかを明らかにしている。片桐・北澤によれば、新聞報道上で被害者の悲嘆が述べられ、教師や家族によって少年たちの成育歴が明らかになることによって、新聞紙上で事件のストーリーが形作られる。加えて、そこへ専門家が理論的根拠を用いて批判することで「凶悪」イメージも生成される。すなわち、1つの「事件」ストーリーを構築する要素として、新聞の言説はかなり重要な役割を示すということである。また、「いじめ」が発端の「少年事件」としての解釈枠組みを成立させる際に、当事者をめぐる外側（＝新聞や少年司法）の言説において、被害者遺族や加害少年、事件現場である学校に対する解釈のゆらぎが生じたことを指摘している（北澤・片桐,2002,pp.85-103）。

当事者の言説を対象にした研究では、インタビューやフィールドワークなどを通して「少年非行」をめぐる「専門家」や「逸脱者」らの言説が切り取られ、彼らによる「少年非行」に対する解釈の実践が記述された。さらにこれらの研究は、異なる立場に立つ人びとの言説を切り取ることで、対立する複数の解釈を提示している。例えば、土井や山本は、少年に対し「加害者」と「被害者」の両カテゴリーが運用され、「非難」と「納得や擁護」の解釈の両者が表出することについて記述している。一方で白松は、「逸脱者」による「合法/非合法」の線引きを取り上げることで、個人の主観的尺度において「非難」と「納得や擁護」の解釈の両者が表出することについて記述している。しかし、これらの研究で留意したいことは、それぞれの研究において異なる立場と言っても、「専

門家」コミュニティにおける異なる立場および、「逸脱者」コミュニティにおける異なる立場のいずれかのみを取り扱っているにすぎないということである。

#### 4. 社会構築主義の系譜像との関係

第1章から第3章では、わが国の「少年非行」研究において、社会構築主義の立場をとった研究を対象に簡単な整理を行ってきた。ここで、冒頭で触れた千田による社会構築主義の3つの系譜像に照らし合わせて、これまでに得られた知見の小括を行う。千田は、社会構築主義を「社会問題をめぐる系譜」、「物語叙述をめぐる系譜」、「身体をめぐる系譜」の3種に分類している。冒頭で触れたように、本稿においてこれまで取り扱ってきた研究は Spector&Kitsuse に依拠し、人びとが「逸脱行為」に対して「苦情」を述べ、「非難」を実践することで「少年非行」が生成されていくプロセスを想定しているという点で、「社会問題をめぐる系譜」に位置づいている。

しかし、本稿において検討した研究の中には、クレーム申し立てによって生成された「少年非行」そのものに対し、「非難」を実践する人びとを描いたことで、もともとあった「逸脱行為」に対して、結果的に「擁護」を実践する人びとについて記述しているものもある。これらの研究は、異なる立場によるクレーム申し立てにより、新たな「ストーリー」が生成されるプロセスを重点的に取り扱っているという点で、「物語叙述をめぐる系譜」にも位置づくといえる。本稿で検討した研究のうち、この立場に含まれるものとしては、山本、北澤・片桐、土井、白松が挙げられる。

また、「少年非行」が生成された結果、一定の「逸脱行為」が立法などを介して統制されていくプロセスを記述した研究は、「身体をめぐる系譜」に含まれるといえる。ここでは、「大人」によって行為が統制される「少年」という構図を描くことができる。本稿で検討した研究のうち、この立場に含まれるものとしては、林、渋谷、広田が挙げられる。

#### おわりに

1990年以降、わが国における「少年非行」研究では、社会構築主義的アプローチを用いた研究が数多くなされてきた。本稿では、これらの研究に対し、分析対象として取り上げられた言説に注目し、それらの知見を踏まえて「何が」問題としてみなされ、「どのように」語られたのか、という視点で整理を行った。その結果、本稿では以下の4つの知見を得た。第1には、「少年非行」という語彙そのものは普遍のものではないが、現在ある「少年非行」そのものと一致し、「非難」の対象とされるような少年の行為は古くから存在していたことである。第2には、「少年非行」や「少年」というイメージは、「非難」の枠組みを伴うイメージと「納得や擁護」の枠組みを伴うイメージという対極のイメージで構成されていることである。第3には、「少年非行」に対する解釈は異なる立場に立つ言説を切り取ることにより、例えば「加害者」と「被害者」などというような、対立する複数の枠組みがあらわれるということである。しかし本稿で検討した先行研究においては、



異なる立場といっても、それぞれ「専門家」コミュニティにおける異なる立場および、「逸脱者」コミュニティにおける異なる立場のいずれかのみを取り扱っているにすぎない。第4には、社会構築主義の系譜になぞらえることで、本稿で取り上げた研究は、「社会問題をめぐる系譜」以外にも、「物語叙述をめぐる系譜」や「身体をめぐる系譜」に分類されるものもある、ということが挙げられる。

ここで、3番目に挙げた知見に注目し、Beckerのラベリング理論に立ち返ってみたい。Beckerは、「逸脱」は「他者」によってラベリングされる結果生じるものとした。すなわち、「逸脱者」は「他者」との相互行為の結果生じるものである。そうであるならば、「専門家」コミュニティもしくは「逸脱者」コミュニティという一方だけではなく、両者を同時に観察することで、「逸脱」の生成過程を明らかにしていくことこそ、今後の「少年非行」研究に求められることである。しかしBecker自身も、事例研究において両者を同時に観察することは行っていない<sup>8)</sup>。また、Beckerは両者を同時に分析し考察することは困難であり、逸脱者自身についての研究は対象者への接近が極めて困難である、とも述べている（Becker 訳書,1978,p.242）。では、相互作用論的な「少年非行」研究は不可能なのであろうか。

「専門家」と「逸脱者」のような異なる立場が共存する「場」として、例えば少年院や更生保護施設が考えられる。近年、広田らや松嶋によって少年院や更生保護施設での少年と職員の関係性に注目した研究が進められてきている。しかし、これらの研究は、「専門家」と「逸脱者」が共存する「場」を対象にしつつも、「専門家」の「少年非行」に対する解釈を分析するにとどまっており、両者における相互作用分析を試みたわけではない。異なる立場が共存する「場」において、「少年非行」はどのように解釈され、その解釈はどのように「変容」していくのか。Berger&Luckmannが指摘するように、私たちの日常世界は、言語化することで規定されるものだとすれば、それぞれの集団の文脈における、「少年非行」の語られ方とその関係性を記述することは意義あるものである。加えて、社会構築主義の視座から見れば、少年院のような施設を題材にすることで、「逸脱者」に規律を内面化させる場面、すなわち「規律・訓練」の場を観察し、「身体をめぐる系譜」を記述することも可能である。したがって、上記のアプローチを用いた研究を「少年非行」研究の今後の課題として挙げておき、本稿の締めくくりとする。

#### 〔注〕

<sup>1)</sup> 本稿において検討する論文を選定するに当たっては、国立情報学研究所論文情報ナビゲーターCiNiiを用いて論文検索を実施した（2011/01/27）。非行×社会学をキーワードにして検索したところ、294件がヒットし、少年犯罪×社会学をキーワードにして検索した場合は32件がヒットした。本稿ではこのうちの、投稿論文のみを対象とし、さらにSpector&Kitsuseによる社会構築主義に対する定義を参考に「少年非行に対する定義活動」について検討を行ったものを対象とした。また、検討した論文において、参考文献として挙げられていた図書のうち、同様に該当するものも検討の対象に加えている。

- 2) 警視庁の犯罪統計における、「非行少年」の定義は、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年のことをさす「犯罪少年」、刑罰法令に反する行為をした14歳未満の少年をさす「触法少年」、性格や環境などと照らし合わせて、将来罪を犯すおそれがあるとみなされる「ぐ犯少年」によって構成されている。また、「不良行為少年」は、非行行為ほどではないが、喫煙や飲酒、深夜はいかないなどの行為をする少年のことを指している（警視庁,2009,p.1）。
- 3) たとえば例として、大学進学目標の放棄が中高生の非行化の要因であるとする米川（1996）の成果や、中学生の逸脱的な友人関係が非行の要因であるとする田村ら（1992）の成果が挙げられる。
- 4) 千田は、これら分類に際して、「社会問題をめぐる系譜」では Spector&Kitsuse らの議論を、「物語叙述をめぐる系譜」ではナラティブアプローチの議論を、「身体をめぐる系譜」ではフォーコーの議論を参照している。
- 5) 赤羽は本研究において「なぜ」という原因を追究しているために、自身の研究は構築主義には位置づかないとしているが、新聞においてどのような解釈が生成されてきたか、という問いについても検討していることから、本稿では分析の対象としている。
- 6) Conrad & Schneider によれば、「医療化」とは、「子どもの逸脱行動」を例にすると、攻撃性や落ち着きのなさなど、それまでは「逸脱」としてみなされてきた行為が「多動症」という医療的枠組みの誕生により、医療的な解釈が実践されたことがあげられる（Conrad & Schneider 訳書,2003,pp.290-299）。
- 7) 犯罪が医療的枠組みの中で解釈された場合、犯罪者に対して取られる措置は「治療」であり、厳しい罰を科すことではない。このこと具体例として、Conrad & Schneider（1980=1992）は精神病患者や同性愛者を対象に論証を試みている。
- 8) Becker は「逸脱者」としてマリファナ常用者を選定し、フィールドワークを実施して彼らの解釈について分析した。また、「専門家」として社会運動家（＝「道徳的起業家」）を選定し、彼らの解釈と規則の制定の関連性について分析した。しかし、あくまで両者を個別の対象として研究しているのであり、両者が共存している「場」についての検討は行ってこなかった。

## 〔文献〕

- 赤羽由起夫,2007,「少年非行における医療化と厳罰化—『子供と医療化』の再検討—」『犯罪社会学研究』第32号,pp.104-118。
- ,2010,「『リスク』としての少年犯罪とモラル・パニック—『普通の子』の凶悪犯罪報道に着目して—」『犯罪社会学研究』第35号,pp.100-113。
- 鮎川潤,1992,「ある強盗殺人事件の研究—『大高緑地アベック殺人事件』—」『犯罪社会学研究』。
- ,2002,『新版 少年非行の社会学』世界思想社。
- Becker.H.S,1963,Outsiders:Studies in the Sociology of Deviance, New York,(= 1978,村上直之訳『アウトサイダーズ—ラベリング理論とはなにか』新泉社)。

- Berger,P.L and Luckmann,T,1966,The Social Construction of Reality A Treatise in the Sociology of Knowledge(=1977, 山口節郎訳『日常世界の構成 アイデンティティと社会の弁証法』新曜社).
- Conrad,P and Schneider,J.W.,1992,Deviance and Medicalization:From Badness To Sickness: Expanded Edition(= 進藤雄三,杉田聡,近藤正英訳,2003『逸脱と医療化—悪から病へ—』ミネルヴァ書房).
- Emerson,R.M and Messinger,S.L.,1977,“Micro-Politics of Trouble” ,Socialproblems 25:pp.121-134.
- 土井隆義,1998,「加害者としての少年、被害者としての少年—ある対教師暴力事件をめぐる記述の政治学—」『犯罪社会学研究』第23号,pp.90-112。
- 林雅代,1995,「近代日本の『青少年』観に関する一考察—『学校生徒』の喫煙問題の生成・展開過程を中心に—」『教育社会学研究』第56集,pp.65-80。
- 広田照幸,2002,「1920年代のローカル新聞にみる風紀・『不良』問題」稲垣恭子,竹内洋編『不良・ヒーロー・左傾 教育と逸脱の社会学』pp.135-158,人文書院。
- 広田照幸・平井秀幸,2007,「少年院処遇に期待するもの-教育学の立場から-」『犯罪と非行』No.153,pp.6-23。
- 法務省法務総合研究所,2009,『犯罪白書(平成21年版) 特集-再犯防止対策の充実-』太平印刷社。
- 稲葉浩一,2004,「『問題』としてのメディア報道—『<青少年>による殺人事件』を契機とした『青少年問題』の分析」『立教大学教育学科研究年報』第48号,pp.57-68。
- 伊奈正人,2003,「少年事件をめぐる言説—『岡山バット殴打事件』の報道を読む」小谷敏編『子ども論を読む』世界思想社,pp.148-174。
- 警視庁,2010「少年非行の傾向(平成21年)」  
([http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/toukei/hikou/hikou\\_21.pdf](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/toukei/hikou/hikou_21.pdf)) 最終アクセス日時 2011/02/01。
- 木村祐子,2010,「少年非行における医療的な解釈と実践—実践家の語りにみる医療化プロセス—」『教育社会学研究』第86集,pp.159-178。
- 北澤毅,1998,「『子ども問題』の語られ方—神戸『酒鬼薔薇』事件と<少年>カテゴリー—」『教育社会学研究』第63集,pp.59-74。
- 北澤毅・片桐隆嗣,2002,『少年犯罪の社会的構築「山形マツト死事件」迷宮の構図』東洋館出版社。
- 牧野智和,2006,「少年犯罪報道に見る『不安』—『朝日新聞』報道を例にして—」『教育社会学研究』第78集,pp.129-146。
- 松嶋秀明,2005,『関係性のなかの非行少年 更生保護施設のエスノグラフィーから』新曜社。
- 大庭絵里,1990,「犯罪・非行の『凶悪』イメージの社会的構成—『凶悪』事件ニュース報道をめぐって—」『犯罪社会学研究』第15号 pp.18-33。
- 千田有紀,2002,「構築主義の系譜学」上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房,pp.1-41。
- 渋谷知美,1999,「『学生風紀問題』報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化—明治年間の『教育時論』掲載記事を中心に—」『教育社会学研究』第65集 pp.25-47。

- 白松賢,2004,「マジックマッシュルームとは何か—公共の言説とせめぎあう使用者の経験—」『教育社会学研究』第74集,pp.189-207。
- Spector.M. and Kitsuse.J,1975, Constructing Social Problems( = 1990, 村上直之, 中河伸俊, 鮎川潤, 森俊太訳『社会問題の構築—ラベリング論をこえて』マルジュ社).
- 田村雅幸・矢島正見・米里誠司,1992,「中学生の友人関係と非行」『犯罪社会学研究』第17号,pp.126-148。
- 山本功,1997,「社会問題としての『淫行』—東京都青少年条例の改正をめぐる攻防—」『中央大学「大学院研究年報」文学研究科』26号,pp.121-132。
- ,1998,「『援助交際』の語り方—逸脱創出言説における『子ども』と『性』」『中央大学「大学院研究年報」社会学科』第8号,pp.89-110。
- 米川茂信,1996,「学歴アノミーと中・高生非行」『犯罪社会学研究』第21号,pp.118-143。